

手書き（手計算）で  
お給与明細を作成の皆さまへ

事務作業のデジタル化に向けて！

社会保険や源泉所得税…制度をご理解されているのは素晴らしいことですが…  
そろそろシステムに任せて、ご自身の時間を作りませんか！？

従業員 10 名程度の場合

手軽な給与明細作成ソフトとしておススメ！（※）

インターネット環境があれば、どこでも作成可能な  
クラウドソフトです。

やよいの  
給与明細 オンライン



<https://www.yayoi-kk.co.jp/products/payroll-ol/>



社会保険料や源泉所得税も、毎月自動で計算されます。  
最も格安なプランは、5,400 円/年（税抜）。  
ただし 1 年目は無料！ぜひお気軽にお試しください！  
ご購入手続きから従業員皆さまの設定まで、  
導入を私たちが全面的にお手伝いいたします！

（※）弊所との連携や操作のご案内を考慮し、現在、最もお薦めしています。  
自社に必要な機能や状況により、他ソフトやサービスもご検討ください。

## 事務所こらむ

「みやぎ税務会計事務所通信」も6年目になりました！

この場をお借りして 改めて皆さまへ 御礼 と お願い



第1号は、2018年4月号でした。

「皆さまへきちんと情報提供をしたい」—— そのためのツールとして発刊した事務所通信も、  
あっという間に5年が経ちました。1年ごとの背景色変更…この4月からは発刊時の色です。

“あ、懐かしい！”と書いていただける方が多くいらっしゃることを願っています。

こうした形での毎月のご案内は、一方的な自己満足になっているかもしれませんが、  
お打ち合わせの際などに、のご案内を受け入れてくださっている皆さま、毎号ファイリングをして  
いただいている皆さまにお会いすると、本当に嬉しく、それが5年間続けることができた  
最も大きい理由だと思っています。本当にありがとうございます。

これからも、変わらずお付き合いをいただけますと幸いです。

### 【お願い①】

税務に関して、実はずっと疑問だったこと、  
いつも分からなくなってしまうこと、など、  
事務所通信で取り上げて欲しいネタを常時  
募集しています！ぜひ教えてください！

### 【お願い②】

Google ビジネスプロフィールに  
登録しております！

あたたかい口コミお待ちしております😊

<https://g.page/r/CfXafpELUgIhEBM/review>



### 【お願い③】

SNS も、少しでも  
頑張っています（笑）。

顧問契約をいただいたお客さまには  
公式 LINE アカウントもご案内しております。



お給与計算にあたって  
必ずご確認ください！

#### 【健康保険料率の改定】

令和5年3月分(4月納付分)より  
協会けんぽの健康保険料率が改定されます。  
徴収額が変更となりますので、事業所のある  
都道府県の保険料額表をご確認ください。

#### 【雇用保険料率の改定】

令和4年10月に改定された雇用保険料率ですが、  
令和5年4月より、再度改定されます。  
お給与から徴収する率(労働者負担)は  
一般の事業:1000分の6  
建設の事業:1000分の7  
となります。